

## 蘇軾と李常 — 黄州寒食詩卷の揮毫の背景と初期の伝承について —

中田 伸一

Su Shi and Li Chang

— A Consideration about the Background of  
Writing on "Huang Thou Han Shi Shi Quan"  
and its Succession in an Early Stage. —

Shimichi NAKADA

## — はじめに —

文字の実用的な働きとして、情報を記録・保存するということがある。メモの類から外交文書に至るまで、時空間をこえて情報が伝わるのは文字の働きである。文字は教育や研究に貢献し、人と人あるいは人と社会のネットワークを支える。一方、必ずしも実用的でない方向もある。写経のように修養に供したり、筆跡に美を求めたりする場合である。後者はイスラム圏のカリグラフィや東アジア漢字圏の書法(書)が知られているが、文化史のなかで質量ともに豊かな遺産を有する点では中国が抜きん出ている。

今日、書法は実用的ではなくなったが、かつて木版印刷が普及する以前は、実用と芸術とが一体になっていた。宋代に印刷出版業が盛んになると、印刷が主に実用面になうようになった。非能率的な手書き書法は、芸術指向を強めることで、印刷との共生をはかった。本稿でとりあげる蘇軾(号は東坡 一〇三六—一一〇一)はそういう時代に人間性豊かな書風を樹立した人である。

ところで、漢字には五万を越える字数がある。加えて多くの書体がある。印刷ではほぼ楷書体に限られるが、書法では象形性の強い甲骨文字から行草体に至るまで、造形的なバリエーションは無限にある。さらに紙・筆・墨・硯のいわゆる文室四宝が美の創造に微妙に関わる。墨というモノクロームは、運筆の緩急遅速により、にじみ、かすれ、気韻を生じ、絵画や文芸と同じように技巧や修練を必要とする。しかし、結局のところ、筆をとるその人がにじみ出るものである。

現代では、毛筆を使う人の割合も少なくなり、使う機会も多くない。硬筆の方が扱い易く書き易い。また、短時間に多く書けるので、利便性に勝る。願れば、人間が文字に求め続けてきたのはこの「利便性」であっ

た。木版印刷、活版印刷、写真植字と発展した跡をたどればよくわかる。最近あらわれた「デジタル文字」は、究極の利便性を得たと言える。この文字は、キーボードで入力したとおりにデジタル・フォントに置き換わり、圧縮や加工を受け入れ、必要とあらば端末間を瞬時に移動する。しかし、高度な情報処理能力を得たのと引きかえに、いくばくかのものを失っている。輝点の集合体として存在するデジタル文字が人間にどんな文字観や心理傾向を生み落とすのか、今後の推移を見守る必要がある。いずれにしても、今日の私たちの文字環境は、手書き文字、印刷文字、デジタル文字の三極構造になっている。

本稿で扱うテーマは、時代の流行に逆らうようであるが、およそ九百年前に、蘇軾の書いた一幅の書跡の伝承を明らかにすることである。断片的な資料をたどり、ともかくも仮説を提出する。

蘇軾の故郷は成都府路眉州眉山(今の成都市の近郊)である。一〇五六年、二十一歳(数え年)のとき、父の蘇洵(一〇〇九—一〇六六)弟の蘇轍(一〇三九—一一一二)と共に、都汴京(今の開封市)の土を踏んだ。その年の省試(科挙の中央試験)、翌年の殿試(天子の行う試験)に兄弟そろって合格、進士乙科及第の名誉を得た。進士でなければ美官を得ることができないといわれた時代、出世の手がかりをつかんだが、同時に矛盾の多い世界に身を投じることもあった。

三十代前半になると、国政は王安石を核にして動き始めた。神宗皇帝の庇護の下で、改革的政策(新法)が実施されると、蘇軾と蘇轍は反旗をひるがえし、相次いで地方に転出した。新法の推進派は特に蘇軾の批判的言動に神経をとがらせた。

蘇軾は政敵に謀られて、二度にわたり公職追放の憂き目をみた。一度目は一〇七九年、知湖州（湖州の知事）のとき、かつての詩文中で朝政を諷つたとする筆禍の罪で獄につながれ、一時は死を覚悟するまで追いつめられた。翌年、黄州（今の湖北省内）に移され、約五年間、不如意な暮らしに甘んじなければならなかった。二度目は一〇九四年、まず惠州（今の広東省惠陽県）に流され、この地に足かけ三年過ごした。次にさらに南方の儋州（今の海南省儋県）に移されて足かけ四年過ごし、一一〇〇年によくやく赦された。翌年、北へ帰る旅のさなか、常州（今の江蘇省内）で死んだ。享年六十六歳。

蘇軾は官級官僚として波乱の多い生涯を送ったが、一方で驚くべき創造のエネルギーと才能を発揮した。その分野は、詩、詞、文章、古典研究、絵画、書法と多方面にわたる。マルチ型の文人であった。加えて人間としての魅力がある。愛情深くユーモアに富み、逆境にあつても高い人格の輝きを示した。中国では民衆の評判の高い人物の一人である。林語堂（一八九五—一九七六）いわく「蘇東坡のことを語れば、中国においては、常に親愛にみちた暖かい尊敬の微笑をもって迎えられられるということを言うことによつて、私は最もよくその全体像を要約できると思う。」と。（注一）

蘇軾の数多い友人の一人に李常（一〇二七—九〇）がいた。彼ははじめ王安石に協力的だったが、青苗法に反対して中央政府を離れ、そのあとの十余年間に、滑州、鄂州、齊州、舒州と各地を回り、一〇八二年（元豊五）春以降に、中央政府に呼び戻された。李常は蘇軾を知つたのは、王安石と袂を別かつたころ、つまり一〇六九年（熙寧二）前後と思われる。二人は詩文のやりとりをしたり、時には酒食を共にして交流を深めた。李常は蘇軾のよき理解者であり、よき伴走者であった。

## 二 蘇軾と李常の関係

李常の伝記は『淮海集後集』巻六、『宋史』巻三四四、『東都事略』巻九二に詳しい。南康建昌（今の江西省）の出身で、幼少のころから學問を好み、文章にすぐれていた。二十代前半（仁宗の皇祐年間）に進士に及第、そのあと四十過ぎまで地方を転任した。神宗皇帝が即位すると、秘閣校理に抜擢された。天子直属の図書館の役職で、当時は「館職」と呼ばれるエリートポストであった。間もなく、王安石によつて新設され

た三司条例司検詳官となり、さらに天子の側近の右正言知諫院にすすんだ。王安石が新法を推進するにあたっては、李常もその審議に加わつたが、青苗法をめぐつて異議をとなえ、皇帝に意見書を提出、その意見は聞かれず、条例司を罷免され、滑州（今の河南省内）へ転出した。

蘇軾の弟の軾も李常と同じ時期に、三司条例使に勤務したが、王安石と意見があわず、河南府（今の商丘市）に転出した。以上のことからわかるように、李常と蘇軾は政治的な考え方や行動が一致しており、三司条例司において同僚であったことから交際を深めていったと思われる。

蘇軾の詩文を集めた『欒城集』には、李常に贈与したり次韻した詩が二十首近くある。そのうち最も古いものは、巻四に収められている七言古詩「賦黃鶴樓贈李公摺」で、これには「公摺時知鄂州」の注記がある。鄂州は黃鶴樓のある武昌側に政庁があり、そこに知事として赴任中に贈つた詩らしい。一方、蘇軾の詩集のなかにも鄂州の李常に贈つた詩「李公摺求黃鶴樓詩因記旧所聞於馮当世者」がある。伝記研究の精密さにおいて定評のある王文誥の『蘇文忠公詩編注集成 総案』（以下「総案」と略称）は熙寧五年（一〇七二）八月の作としているから、それ以前から蘇軾と李常の交流があつたことは確かである。

蘇軾が李常を紹介した文章として「李氏山房藏書記」がある。これは『総案』によると熙寧九年（一〇六七）十一月の作である。

余が友の李公摺、少き時書を廬山五老峰の下なる白石庵の僧舎に読む。公摺既に去り、山中の人之を思いて其の居る所を李氏山房と為す。藏書凡そ九千余卷。公摺既に其の流れを渉り、其の源を探り、其の華実を採剝し、其の膏味を咀嚼して以て己の有と為す。文詞に発し、行事に見われ、以て名は当世に聞こえたり。而るに書は固より自如なれば、未だ嘗て少しも損ねず、將に以て来者に遺り、其の無窮の求めに供して、各々其の才分の得べき所に足らしめんとす。是を以て家に藏せず、其の故居る所の僧舎に藏す。此れ仁者の心なり。（下略）

李常は學問と德行にすぐれた人らしい。廬山のふもとの白石庵の僧舎で読書に励んだあと、いらなくなつた藏書九千余卷を僧舎に寄贈した。人々は僧舎を「李氏山房」と名づけて彼をしのんだという。

蘇軾と李常は新法党の牛耳る中央政界を去り、相次いで地方官に転出

した。蘇軾は一〇七一年に杭州通判（副知事）となり、李常はそれより少し前に滑州通判となった。北宋の地方区分は、最も大きいものを「路」といい、その下に「府」「州」があり、その下に「郡」「監」「県」「鎮」があった。府や州の幹部クラスは数年ごとに転勤した。蘇軾と李常は平素よく連絡をとり合っていたらしい。転勤に伴う旅の途中、しばしば会っている。王文誥の『総案』をもとにして、二人が会った回数を調べると、五回までは確認できる。

○一回目 一〇七四年（熙寧七）九月

蘇軾が杭州から密州へ転任する旅の途中、李常の任地である湖州に滞在した。宴席で酒を勧められ、詞を作った。

『総案』の記事 陳舜愈張先皆從遂同訪李常於湖州。席上勸李常酒再作南郷子詞。

○二回目 一〇七七年（熙寧十）一月、二月

蘇軾が密州から徐州へ転任する旅の途中、李常の任地である齊州の濟南に滞在した。詩を贈りあい、船あそびをし、花を賞でた。別れるときは大いに飲んだ。

『総案』の記事 赴濟南李常以詩來迎答詩。李常邀游西湖折花為會。与李常劇飲為別。

○三回目 一〇七八年（元豐一）三月

李常が齊州から舒州へ転任の途中、蘇軾の任地である徐州を訪問、折しも寒食の日であった。酒を飲み詩を賦した。

『総案』の記事 寒食日李常來訪。次日約李常飲。和李常同週雲龍山居賦詩為別。

○四回目 一〇八〇年（元豐三）十月

黄州に謫居中の蘇軾のところへ、淮南西路提点刑獄に仕官していた李常が舒州から訪ねてきた。共通の知人である秦觀のことが話題になった。長江を渡った対岸のまち、武昌の寒溪寺であそんだ。

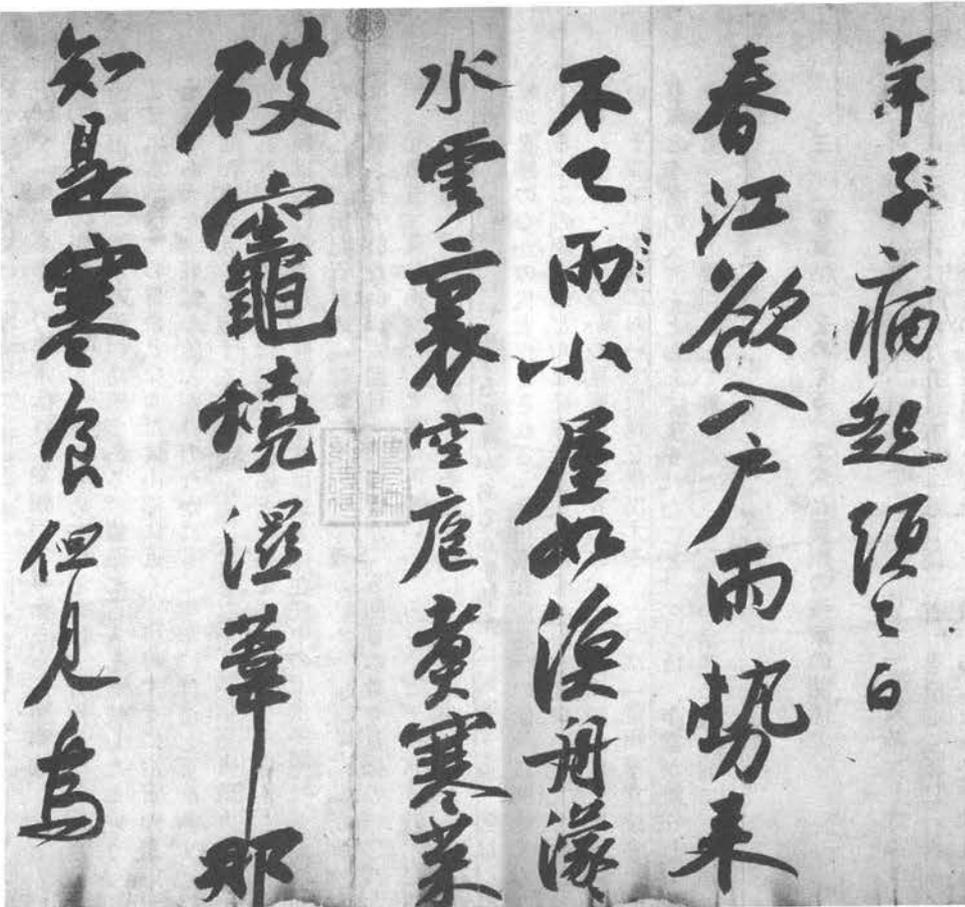
『総案』の記事 李常自舒州來訪因共論秦觀。与李常同游武昌寒溪寺。

○五回目 一〇八一年（元豐四）十二月

黄州に謫居中の蘇軾は光州の岐亭に赴き李常と会った。李常は管内巡視の途中であった。（岐亭には蘇軾の親友である陳慥がいた。）李常は数日間、岐亭に滞在した。

『総案』の記事 十一月 聞李常出按行抵光州相約會於岐亭。（十二月）李常至留數日。

黄州寒食詩卷（部分）



蘇軾が逮捕され下獄したのは、三回目と四回目の間にあたる、一〇七九年であった。その前の三回と後の二回では、会い方や過ごし方に違いがあるようだ。前三回は、詩があり酒があり、公務の余暇を使つての遊興という感じだが、後二回はそれが無い。死一等を減じられて流罪の身の上を互いに按じてのことであろう。しかし、記述のあるなしにかかわらず、蘇軾と李常の共通の関心事は、詩の応酬をはじめとする文雅な交わりにあった。

蘇軾の書に対する造詣の深さは「東坡題跋」の巻四や巻五によく現れている。ここではそのなかから、李常にまつわる話題を二つ紹介する。

(注2)

李常が初めて草書を学んだころ、うまく書けないところは楷書行書を混ぜたので、友人の劉放は「鸚哥嬌(おうむ)」と評され、蘇軾には「秦吉了(九官鳥)」と揶揄された。どちらも人語をいくつかしゃべる、李常もいくつかの草書をちらほら書くが、あとは草書になっていない、という寓意がある。

李常には墨の収集癖があったらしい。当時、墨を作るのは墨職人だけでなく、蘇軾のような士大夫も私的に作っていた。親しい者同士、よく墨の贈答や交換をしていたらしく、蘇軾もあるとき、李常から墨を贈られた。それは高麗の使者から得たもので、李廷珪の墨にも劣らないとほめていた。李廷珪は五代南唐のときの墨造りの名人で、その墨は当時もとても珍重された。李常は家に帰ると「墨を懸けて室に満つ」と形容されるほどのコレクターであった。

さて、蘇軾と李常の共通の友人に秦観(一〇四九—一一〇〇)がいる。友人といつても、蘇軾より十三歳若く、李常よりは二十二歳若い。高郵(今の江蘇省)の人で、幼くして父を失い苦学して読書に励んだ。とくに兵法の書を好んだという。一〇七七年春、淮水のほとりです李常に会い、おそらく紹介状を手に入れて、その足で蘇軾のいる徐州の彭城を訪ねた。秦観は「我独り万戸侯を願わず 惟だ願う一たび蘇徐州を識らんことを」と謙虚に弟子の礼をとった。蘇軾は秦観の文才を見ぬき「新詩説き尽くす万物の情……忽然として一鳴すれば人を驚倒せん」の句を含む詩(次韻秦観秀才見贈、秦与孫華老李公拱甚熟、将入京応挙)を応酬して励ました。秦観は、後に「蘇門四学士」と呼ばれる四人の高弟の一人に数えられた。

秦観は自分を蘇軾に紹介してくれた恩人について、後年、行状記を書

いている。全文は「淮海集」(後集)巻六に収められている。(注3)「宋史」や「東都事略」の李常伝は、秦観の文章をさらに簡略化したものである。三つの資料が共通して書きとめているのは、齊州(今の山東省の済南市一帯)知事時代の功績である。盗賊七百人を討伐したという。こゝは「水滸伝」の舞台となった梁山泊に近く、当時すでに治安の悪い土地柄であった。蘇軾の詠んだ詩のなかにも「半年に群盜七百を誅す 誰か信ぜん家書九千を蔵するを」(半年群盜誅七百 誰信家書蔵九千)の句があり、李常の活躍は蘇軾も知るところであった。

話題は前に戻るが、蘇軾と李常は地方に在任中の十余年間に、五回会つたことは、伝記資料の「総案」を引いて確かめた。しかし、「総案」には記載されていない「六回目」の面会が、五回目の数ヵ月後の一〇八二年(元豊五)夏にあった、と私はみている。ちょうど、李常が政府に召喚されて都へ戻る時期にあたる。その根拠については後でふれる。ここでは、「六回目」にいかなる意味があるかを簡単に説明する。実は、蘇軾の書跡のなかの代表作とされる「黄州寒食詩卷」の伝承に關係する話である。この詩卷はどんな経緯で書かれたものか、従来の研究でははっきりしない。いくつかの見解はあるものの、どれも推測の域を出ていない。そこで、本稿において仮説を提出する。一つは「黄州寒食詩卷」は蘇軾と李常の交流をとおして生まれたこと。二つは、李常が離任して中央へ戻るときの餞別として書かれたこと。その話題に入る前に、問題の「黄州寒食詩卷」のプロパティを調べてみる。

### 三 「寒食帖」をめぐる、李常と蜀州の張家の關係

「黄州寒食詩卷」(以下、一般によく使われる「寒食帖」と呼ぶ)は一〇八二年三月に詠んだ五言古詩「寒食雨二首」を澄心堂紙に行書十七行で書きおろしたもの。縦三三・五センチ、横一一八センチ、横長の卷子本で、後半には諸家の跋文がある。古来、この書に対する評価はきわめて高く、例えば、明代の董其昌は「余生平 東坡先生の真跡を見しこと三十余巻を下らざるも、必ず此を以て甲観と為す。」と言っている。「甲観」とは、この上ない傑作、の意。「寒食帖」の後半には、八つの跋がある。配列順に挙げると、

清の高宗(乾隆帝)跋 黄庭堅跋 張績跋 董其昌跋  
王世杰跋 内藤湖南跋 顔世清跋 羅振玉跋

「寒食帖」に初めて跋を記した黄庭堅（一〇四五—一一〇五）は李常の甥（妹の子）にあたる。蘇軾の死の前年、一一〇〇年（元符三）五月に岷江（長江の支流）を遡って、眉州（今の四川省）青神県の叔母の家に滞在、そこへ隣の蜀州から張と名乗る人物が訪ねてきた。彼は蘇軾が書いた三首の詩を携えていた。そのなかに問題の「寒食帖」が含まれていた。黄庭堅の跋は、蘇軾の書を意識してか、堂堂たる筆跡で書かれている。

東坡の此の詩、李太白に似るも、猶お恐らくは太白も未だ到らざる処有らん。此の書、顔魯公・楊少師・李西台の筆意を兼ね。試みに東坡をして復た之を為らしむるも、未だ必ずしも此に及ばざらん。它日 東坡或いは此の書を見れば、応に我を笑うべし、仏無き処に於いて尊を称せしを。

蘇東坡のこの詩は李太白（李白）に似ているが、太白もおそらくは東坡の境地に達していないのではあるまいか。この書は、顔魯公（顔真卿）、楊少師（楊凝式）、李西台（李建中）の筆意を兼ね備えており、東坡にもう一度書かせても、これほど立派に書けまい。いつの日か東坡がこの跋を見たならば、きっと私を笑うに違いない。仏のいないところでたいそうなことを言つとるわい、と。

黄庭堅が「寒食帖」に跋を書いたいきさつは、南宋の張續の書いた跋に記されている。張續は字を季長といい、蜀州の江源県（唐代の呼称は唐安県）の出身。南宋の一六三年（隆興元）に進士になった。〔宋詩記事〕卷五五、詩人の陸游と親交のあったことは「渭南文集」卷四一に収められている祭文からわかる。次は、張續跋の全文である。下段の資料と併せてご覧いただきたい。（括弧内は小生の注。）

東坡老仙（蘇軾）の三詩、先世の旧蔵する所。伯祖（張續の祖父の兄）永安大夫、嘗て山谷（黄庭堅）に眉（眉州、今の四川省）の青神に謁す。携行の書帖有り。山谷 皆其の跡に跋す。此の詩は其一なり。（以上、張續の伯祖が黄庭堅に跋を依頼したいいきさつ）  
老仙は文高筆妙、彙として霄漢雲霞の麗のごとし。山谷 又之を発揚蹈厲す。絶代の珎為るべし。  
（以上、寒食帖と寒食帖跋に対する絶賛。）

昔 曾大夫 礼院の中秘書に官たり。李常公扨と僚為り。山谷の母夫人は公扨の女弟（妹）なり。山谷 永安（張續の伯祖）に与うる帖に自ら言えり。先礼院（張續の曾大夫）を公扨舅の坐上に識ると。是より永安と游好なり。

（以上、張續の先祖が李常や黄庭堅と交流したいいきさつ）

（南宋）張續跋

東坡老仙三詩先世舊所蔵 伯祖永安大夫嘗謁 山谷於眉之青神有携行書帖山谷皆跋其後此詩其一也老仙文高筆妙彙若霄漢雲霞之麗山谷又發揚蹈厲之可為絶代之珎矣昔曾大夫禮院官中秘書与李常公擇為僚山谷母夫人公擇女弟也山谷与永安帖自言識先禮院於公擇舅坐上由是与永安游好有先禮院所蔵昭陵御飛白記及曾叔祖廬山府君志名皆列山谷集惟諸跋世不盡見此跋尤恢奇因詳著卷後永安為河南屬邑伯祖嘗為之宰云

三晋張續季長甫  
蘇文堂書



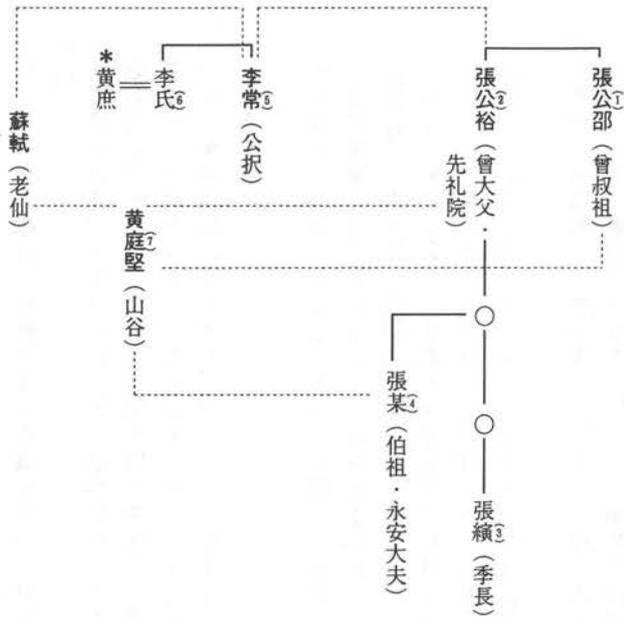
先礼院の所蔵せる、昭陵御飛白記及び曾叔祖（曾大夫の弟）廬山府君志名有り。皆、山谷集に列す。惟諸跋は世に尽くは見ず。此の跋尤も恢奇なり。因つて詳らかに卷後に著す。永安は河南の属邑為り。伯祖 嘗て之が宰為りと云う。  
（以上、奥付）

張續跋は「寒食帖」の初期の伝承について、具体的な情報を含んでいる。他に、これに匹敵する資料はないことから、張續の記述をもとに、張家に「寒食帖」が伝わった事情あるいは背後関係を明らかにしたい。

張續のいう「曾大夫」「曾叔祖」「伯祖」とはいかなる人物であろうか。内藤湖南跋はこの疑問に対して、「廬山府君は乃ち公裕の弟公邵にして、官は通直郎廬山県なり。」つまり、曾大夫とは張公裕、曾叔祖とは張公邵とこたえている。内藤説はいかなる資料から導

いたものか定かではない。ただ、公裕・公邵兄弟について資料を集めてみると、張績跋に合致することがいろいろある。私も内藤説に同意する。張績跋と内藤説をもとにして、上に人間関係を表してみた。蘇軾（左端）から、張氏一族（右列）にどのように「寒食帖」は伝わったのか。二つの伝承経路が現実的には考えられる。一つは、蘇軾から張家に直接に渡ったか、第三者を介して間接に渡ったか、である。私は先に、「寒食帖」は蘇軾と李常の交流から生まれた可能性があると書いた。もし、そうであるならば、蘇軾——李常——張家というルートが想定される。蘇軾と李常の交流は既に第二章で述べた。このあと第四章でも述べる。李常と張家との接点については、張績跋のなかに若干の記述があつ

張氏の世系と蘇軾・李常・黄庭堅との関係



\* 備考

線は血縁関係、  
内は張績の跋で使っている呼称、

は友人、同僚などの関係を示す。  
\* は史実で明らかなこと。

た。「昔 曾大夫 礼院の中秘書に官たり。李常公叔と僚為り。」李常と張公裕とは一時期「礼院」つまり太常礼院で一緒に働いていた、という。この点は別の資料でも確認できる。

范仲淹の子、范純仁（一〇二七——一一〇一）の書いた墓誌銘（注4）によると、張公裕は一〇二三年、蜀州の江源县に生まれた。成都府の西に隣接する土地である。字は益孺。皇祐年間（一〇四九——五四）に進士科に合格し、地方官を経て、英宗のときに、秘閣校理同知太常礼院に薦選された。秘閣校理は天子の図書を集めた館閣に入入りする「館職」、太常礼院は礼楽制度や儀式を管轄した。（注5）李常も「宋史」卷三四四に「熙寧の初め、秘閣校理と為る」とあり、公裕より少し後れて「館職」になっている。したがって張績跋の「曾大父……李常公叔と僚為り」の記述に合致する。旧法党に属する司馬光や范鎮らに親しく、党争が激化すると郷官を願い出て、故郷に近い嘉州の知事となった。元豊の官制改革後に従七品相当の承議郎となり、一〇八三年五月、六十一歳で死去。「詩」「易」「春秋」「老子」の注解を含めた著述三十三卷がある。

(1) 字修儒。蜀州江源の人。公裕の弟。黄庭堅の書いた墓誌銘あり。一〇三三—九七。

(2) 字益孺。秘閣校理同知太常礼院のとき李常と同僚、李常を介して黄庭堅を知る。一〇三三—八三。

(3) 字季長。南宋、隆興元年の進士。「寒食帖」跋者。

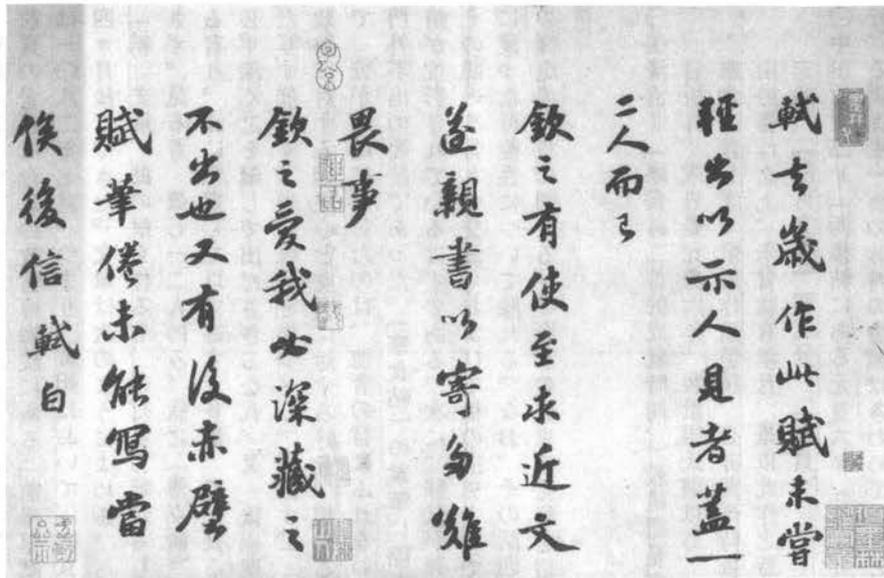
(4) 元符三年、黄庭堅に跋を依頼。

(5) 字公叔。黄庭堅の舅。公裕の同僚。新法に反対して地方官となり蘇軾と親交を深める。蘇の「李氏山房藏書記」のモデル。蘇の黄州謫居中も交流した。晩年、知成都府となる。「寒食帖」の第一伝承者の可能性の高い人物。一〇二七—九〇。

(6) 李常の妹。

(7) 字魯直。李常の甥。蘇門四学士の一人。元符三年眉州にて「寒食帖」跋を書く。

弟の張公邵（一〇三〇——九七）については、黄庭堅の書いた墓誌銘がある。（注6）それによると字は修孺。七人の兄弟があり、とくに孝友の徳があつた。蔭官（父祖の功徳によって得る官職）を与えられ、通直郎知廬山県に昇進した。そこは故郷に近い雅州にあり、張績跋のいう「廬山府君」とは張公邵の尊称であろう。公裕・公邵兄弟それぞれの墓誌銘には蘇軾との交流を裏づける記述はなく、蘇軾の側からも証拠資



「前赤壁賦」蘇軾跋

料はあがっていない。張家に「寒食帖」が伝わるには、李常のような中介者なくしては考えにくい。李常は公裕よりも四才下、公裕よりも三才上であった。李常と張公裕は四十代の働き盛りで同僚になり、その関係で後に弟公邵を識ったと思われる。

二人が仕事を共にする期間は長くはなかった。王安石の新法が始まると相次いで地方へ転出、李常は東の平野部を転任し、張公裕は故郷の蜀で知事職を勤めた。この地理的な距離と公裕の死亡の時期とを勘案する

と、「寒食帖」が李常から張公裕に渡った可能性は低いと言

わなければならぬ。後に述べるように

「寒食帖」は一〇八二年（元豊五）初夏

のころ黄州で書かれ、公裕は翌八三年、お

そらく蜀で死んだ。蘇軾——李常——張

家、という推定できる伝承経路のうち、

蘇軾から李常に渡ったのは八二年初夏の

ころ、李常から張家に渡ったのは、公裕

の死後、その一族の誰かに渡ったとみる

のが自然ではなからうか。

李常が蜀に行く機

会は晩年に訪れた。秦觀の書いた行状記

（注3）『宋史』卷三四四、「東都事略」卷

九一の記事を総合す

ると、八二二ごろ中央政府に復帰して、礼部侍郎に就任した。八五年、哲宗が即位すると御史中丞に昇進、やがて諫官（天子の過失をとがめる官職）の劉安世の弾劾を受けた。劉が蔡確の詩を諷つたのを弁護したために、にらまれたのである。八六年、数え年六十歳のころ朝廷を去り、知鄂州（河南省の南部）として赴任。数ヶ月後には知成都府に転任するため、長江をさかのぼり蜀に入った。かくして最晩年の三年数ヶ月をこの地で過ごすことになった。

かつて秘閣校理の時代に僚友であった張公裕の一族は、成都府の西四十キロほどにある蜀州江源に住んでいた。公裕は三、四年前に亡くなったが、弟の公邵は健在であった。「寒食帖」が張家に渡るのは、李常が知成都府として活動していた、六十歳以降の数年間であろう。李常の最後について『宋史』は「行次陝、暴卒。年六十四。」と記している。「陝」を陝州とすれば、今の陝西省三門峽のあたりで客死したことになる。

以上、李常と張氏との接点を資料の上で確かめたが、結局「寒食帖」が李常から張家に渡ったことを確証できる資料はない。「寒食帖」には八つの跋文のほか、余白に六十八の収蔵印のあることから、張氏以後の伝承はかなり詳しく調べられている。（注7）しかし、黄庭堅が一〇〇〇年に跋を書く以前の、約二十年間はほとんど解明されていない。

本稿では「蘇軾——李常——張家」という伝承経路を仮説とし、その傍証をできる限り集めているわけである。既に紹介した張績跋のなかに見逃せない表現がある。それは、「昔 曾大夫 礼院の中秘書に官たり。李常公扱と僚為り。」という部分である。この片言の暗示的な表現のなかに、「寒食帖」伝承を推測するヒントがある。李常が蘇軾と張家をつなぎ、この稀代の名筆を伝えた人物とみる。

その場合、なぜ明記しなかったのか、暗示で済ませたのかという疑問が湧く。それは、新法党政権下における蘇軾の立場が危うく微妙だったからである。蘇軾への敵意は、生前二回の流謫によって象徴されるが、死後も続いた。一一〇二年、京師の太学に元祐姦党碑が立てられ、司馬光、文彦博、蘇軾ら一二〇人の名が刻石された。翌年には、蘇軾や黄庭堅らの文集の廃棄が命じられ、さらにその翌年には、蔡京によって皇城内に元祐党籍碑が建てられた。こちらの方は、同じ碑を諸州に建てるといふ念の入れようであった。蘇軾への迫害は前述の文集版木の廃棄に加えて、碑石や墨跡にも及んだ。（注8）

蘇軾は親しい人々や、その詩文の所有者に累を及ぼすことを恐れた。前頁の資料は台北の故宮博物院にある「前赤壁賦」の蘇軾跋である。賦は一〇八二年七月、つまり、黄州において「寒食雨二首」を作ってから四カ月後にできた。文章は次のようによめる。

「軾 去歲 此の賦を作るも、未だ嘗て軽がるしく出だして以て人に示さず。見る者 蓋し一人のみ。欽之（傅堯俞）の使至りて近文を求むる有り。遂に親書して以て寄す。多難 事を畏る。欽之 我を愛さば、必ず深く之を蔵して出ださざるなれ。又 後赤壁賦有り。筆に倦みて未だ写す能わず。当に後信を俟つべし。軾白す。」

政敵に対する警戒心と友朋に対する好意、相異なる心情の板ばさみのなかで、彼が跋尾に記したのは、他者の目にふれないよう秘蔵せよ、つまり門外不出の要請であった。「寒食帖」の執筆に際しても、同じような心情が投影されているはずである。次に、蘇軾が弾圧に遭った経緯と経過、その間の李常との交流、および本稿の主テーマである「寒食帖」が李常に渡った可能性について触れる。なお、その話題に移る前に、「寒食帖」の揮毫の背景に関する、専門家の従来の見解を紹介しておく。（\*は小生の注）

○張清治Ⅱ「寒食詩二首の成就時間、一般咸認是東坡四十七歳、雪堂時日所作、或日是元豊六年。裴景福氏則以為：『此卷坡後書；右黄州寒食二首七字、余疑作追憶語、必非黄州時書』（『壮陶閣書画録』）、由於書作之上、未曾款有年月、是以此作之詩・書之確實時間、迄無定論。（『故宮文物』四九号 二九頁）

○中田勇次郎Ⅱ「西樓帖にある元豊六年（\*一〇八三）ごろの書と思われる調羹生一首の詠艸の書風はきわめてこれと近いから、やはりこの詩（\*寒食雨二首）を作ってから間もなくの書ではないかと思う。（『書道全集』巻十五 一六四頁）

○劉正成Ⅱ此帖無自署年月。考《寒食雨二首》作於元豊五年（\*一〇八二）是年三月初七、蘇軾從黄州至沙湖、游蕲水、在寒食日前作。書写大略在稍後。（『中国書法全集』第三四卷 四六二頁）

#### 四 再び、蘇軾と李常の関係

一〇七九年七月二十八日、湖州知事の蘇軾はその詩文中に朝政諷諷の

疑いがあるとして逮捕され、京師に拉致された。蘇轍は「家を挙げて驚き号び、憂い測られざるにあり。」（『為兄軾下獄上書』）と寝耳に水の驚きを記している。八月十八日、御史台の獄に下り、詩文が審理に付された。

李常との交流から生まれた詩にも嫌疑がかかった。それは、密州知事のときに贈った「次韻劉貢父李公拱見寄二首其二」である。『烏台詩案』に詩作の背景と意図が記録されているが、紙幅の関係で先を急ぐ。

十二月二十九日、ようやく最終的な処分が下った。蘇軾は「檢校尚書水部員外郎充黄州团練副史本州安置」を命じられ、黄州に拘束されることになった。蘇軾の一味とみなされた、王誥、王鞏、蘇轍は追放左遷された。張方平、李清臣には罰金三〇斤が課され、李常ら二十名には罰金二十斤が課された。李常の罪は蘇軾の詩文を得て申告しなかったためである。

一〇八〇年二月一日、長男の邁を伴って黄州に到り、定惠院に寄寓した。舒州で提点刑獄に在職していた李常は、早くも三月に存問の書簡をよこした。その返書には当時の蘇軾の心境が切切と述べられている。そのなかに、次のような一節がある。「絶望的になることもありませんが、事情が変わって、主君を尊び民をうるおすことのできる機会がきたら、わが身を忘れてこれをなし、その結果の禍福得喪は造物に任せましょう。あなたでなければ、私はこんな手紙を出しません。読み終わったら、これを火にくべて欲しい。第三者が誤解するといけませんから。」（注9）最後の句「看訖火之、不知者以為詬病也」は、証拠隠滅を図るよう求めたもの。朋友を守る配慮と政敵への警戒心から出た言葉である。

『蘇軾文集』には李常に与えた書簡が十七篇収められ、そのうちの八篇は黄州流謫中に書かれた。話題は養生法、葉餌、日常生活、家庭、友人関係など。異色なものとして、蘇軾が死亡したというデマが流れたことがあった。本人がこれを否定し、健在を報じた手紙もある。何蓮の『春渚紀聞』巻六によると、その噂は神宗皇帝にも伝わり、皇帝を一時ふさぎこませたという。葉夢得の『避暑録話』巻五八には、旧法党人の范鎮が誤報にふりまわされた話が載っている。一〇八三年夏のころの話題であった。

さて、問題の「寒食帖」のことである。一〇八二年三月、四十歳の蘇軾は黄州で三回目の寒食節を迎えた。折しもの雨により、長江に面した臨臯亭（当時、そこに住んでいた）は濛濛たる霧に包まれていた。流謫

中の身には親族の墓参りもかなわず、異郷に老いづかんとする心境を「寒食雨二首」に詠んだ。

## 其一

自我来黄州 我 黄州に來りしより  
已過三寒食 已に三たびの寒食を過ぐ  
年年欲惜春 年年 春を惜しまんと欲すれども  
春去不容惜 春去りて惜しむを容れず  
今年又苦雨 今年 又 雨に苦しむ  
兩月秋蕭瑟 兩月 秋 蕭瑟たり  
臥聞海棠花 臥して聞く 海棠の花の  
泥汗燕脂雪 泥に燕脂の雪を汗(けが)さるるを  
暗中偷負去 暗中 偷かに負いて去る  
夜半真有力 夜半 真に力有り  
何殊病少年 何ぞ殊ならんや病少年の  
病起頭已白 病より起てば 頭 已に白きに

## 其二

春江欲入戸 春江 戸に入らんと欲し  
雨勢來不已 雨勢 來りて已まず  
小屋如漁舟 小屋 漁舟のごとし  
濛濛水雲裏 濛濛たる水雲の裏  
空庖煮寒菜 空庖に寒菜を煮  
破竈燒湿葦 破竈に湿葦を焼く  
那知是寒食 那ぞ知らん 是れ寒食なるを  
但見烏銜紙 但見る 烏の紙を銜(ふく)むに  
君門深九重 君門 深きこと九重  
墳墓在万里 墳墓 万里に在り  
也擬哭途窮 也(ま)た途の窮するに哭せんと擬す  
死灰吹不起 死灰 吹いて起たず

この詠詩よりさかのぼること四年前の一〇七八年の寒食節に、蘇軾と李常は徐州で会合を持っている。(第二章 三回目)二人は十日間を共に過ごし、蘇軾はその交歓をとおして、詩十二首を残している。この体験から、「寒食節」はその後の二人の意識にある種のなつかしさを喚起

したのであろう。蘇軾が黄州で書いた書簡の一節に「人生唯だ寒食・重九のみ、慎んで虚擲すべからず。四時の美も此の節に如く者無し。」(注7)とある。

一〇八二年三月の寒食節から一ヵ月後の四月に、二人は会ったとみられる。(第二節で示唆した。)その根拠は、黄州の北方の岐亭に住む陳慥に宛てた書簡のなかの一節にある。(注10)

近ごろ公牘の書を得たり。四月中乃ち此に至ると云う。  
近得公牘書。云四月中乃到此。( \* 公牘は李常の字 )

李常がこの時期を選んで黄州を訪れた理由は何か。おそらく、転勤の報告あるいは離任の挨拶であろう。秦観の「李公行状」(注3)によると、淮南西路提点刑獄の次に、尚書度支員外郎に移っている。その時期は確認できないが、おそらく、元豊の官制改革が五月に完全実施されるのに伴う転勤とみられる。転勤先は都である。李常の新しい官職の任務は「本司に帰して副司長為り。郎中を佐け本司の事を参掌す(帰本司為副司長、佐郎中参掌本司事)」(「宋会要」食貨)と記されている。四月には上京する必要があり、その直前に蘇軾を訪ねたとみられる。さて、そのときの会合のようすは、蘇軾の側には何の記録もない。それは、当時、政敵のマークが厳しかったこと、朋友に累を及ぼさない配慮が強く働いたことを考え合わせれば理解できる。

問題はその後である。都に還った李常が蘇軾の詩文を所有しながら申告しなかったので罰金刑を受けたという。秦観の「李公行状」によると、

從淮南西路提点刑獄。遷尚書度支員外郎。坐厚善直史館蘇公軾、得其詩文、不以告。罰金寄祿格行。換朝散郎、遷朝請郎、試太常少卿。公去国十五年、至是還朝。士大夫喜見於色。以謂正人復用也。

淮南西路 提点刑獄に従う。尚書度支員外郎に遷る。直史館蘇公軾と厚善なれば、其の詩文を得るも、以て告げざるに坐す。罰金として祿を寄せ、行を格す。朝散郎に換り、朝請郎に遷り、太常少卿に試てらる。公、国を去りて十五年、是に至りて朝に遷る。士大夫喜び色に見わす。以て正人の復た用いらると謂うなり。

上京した李常が罰金刑を受ける原因となった蘇軾の詩文とは何であろうか。それこそ、三月に詠まれた「寒食雨二首」を墨書した「寒食帖」ではあるまいか。それは翌四月に、おそらく饒別の意味をこめて李常に贈られたもの。罰金を払って残った「寒食帖」は、その後三年間、李常と共に都にあったが、一〇八五年に、鄧州を經由して成都府に赴任する李常の行李に収まり都を出たとみられる。その後、李常の有縁者である蜀州の張家に残ったことは第三章でみたとおりである。

五 むすび

「寒食帖」は九百年以上の歳月をながらえてきた。八つの跋尾と六十八の収蔵印が物語るように、多くの人々の愛護や鑑識を経てきた。「寒食帖」の来し方も、蘇軾その人に似て波乱万丈であった。あわや灰塵に帰す場面も再三あった。3頁の資料の下辺の焼痕をごらんいただきたい。一八六〇年に英仏連合軍が北京の円明園を焼き払ったときに焦げたものといわれている。一時期、日本人の所有になり、一九二三年の関東大震災や、一九四五年の東京大空襲の洗礼も受けた。現在は台北の故宮博物院に移っている。

この書につきまとう数奇さは誕生当初からある。誕生の背景や初期の伝承記録の空白は偶然ではなく、当事者のなかに、記録を残さない、という意志が働いていたように思える。その意志に背くかのように、謎めいた初期の伝承を解き明かそうとしたのが今回の仕事である。結局は、仮説どまりであるが、学識者の補正をいただき、史実が明らかになれば幸いである。

参考文献および注

- (1) 林語堂、合山究訳『蘇東坡』(明德出版社 一九七九年) 序
- (2) 蘇東坡、高畑常信訳『東坡題跋』(木耳社 一九八九年)
- (3) 秦觀『後海集』後集卷六「故龍図館直学士中大夫知成都軍府事管内勸農使云々」所収。同じ文章は、杜大珪編『名臣碑伝琬琰集』卷五三「李中丞常行状」にも収められている。
- (4) 范純仁『范忠宣集』卷十四「承議郎充秘閣校理張君墓誌銘」
- (5) 龔延明編『宋代官制辭典』(中華書局出版 一九九七年)
- (6) 黃庭堅『山谷先生文集別集』卷九「通直郎張修孺墓銘」
- (7) 佐野光一「黃州寒食詩卷の伝来」(中国法書ガイド46『蘇軾集』二玄社 一九八八年)
- (8) (7)の文献中に収められている、石田肇「東坡と党禁」に詳しい解説がある。
- (9) 『蘇軾文集』(中華書局版) 卷五一「与李公枿十七首」
- (10) (9)の卷五三「与陳李常十六首」

(受理年月日 一九九七年九月三十日)